

# 意見書案第6号

## 高校生の政治的自由を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を求める。

平成28年6月24日提出

提出者	中間市議会議員	田口澄雄
賛成者	〃	宮下寛
〃	〃	青木孝子

## 高校生の政治的自由を求める意見書

7月実施の参議院選挙から、18歳選挙権が実施されます。

高校生の政治活動については、1969年の政治活動の全面禁止の通達がありました。文部科学省は、昨年10月29日に新たな通知を出しました。

この通知では、全面禁止という点では見直しがされましたが、それでも18歳以上の高校生の学校内での授業や生徒会活動や部活動を「利用」した政治活動は禁止、学校外でも違法・暴力的になるおそれが高い場合は制限または禁止というものです。

また、教員の指導についても、「個人的な主義・主張を述べることは避ける」「特定の政治上の主義・施策や特定の政党を支持したり、反対することにならないよう留意する」などとなっています。

選挙権を付与するということは、参政権が保障されたということです。選挙に参加する資格を与えながら、それが高校生であることを理由にその活動を制限するのは筋が通らない話です。

国連の子ども権利条約でも「18歳未満の児童の意見表明権を認め」、諸外国では高校生の自由な政治活動が展開されています。

各地では、今回の新通知を背景に、「許可や届出」制の導入がされはじめ、18歳以上の高校生の政治活動への制限となるとともに、管理のしかたによっては個人情報流失までも危惧される事態となっています。

宮城県や愛知県、大阪府、仙台市、堺市などの自治体では、「保護者の理解のもと、生徒が自主的に判断すればよい」とのことで、こうした届出制は「不要」との態度をとっています。

元来、高校生といえども日本国憲法の定める基本的人権としての言論や政治活動の自由が保障されるべきです。

以上のことから、国を通じたこうした指導は行わないように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年6月24日

中間市議会

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 山崎 正昭 様  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
文部科学大臣 馳 浩 様